

三戸町の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

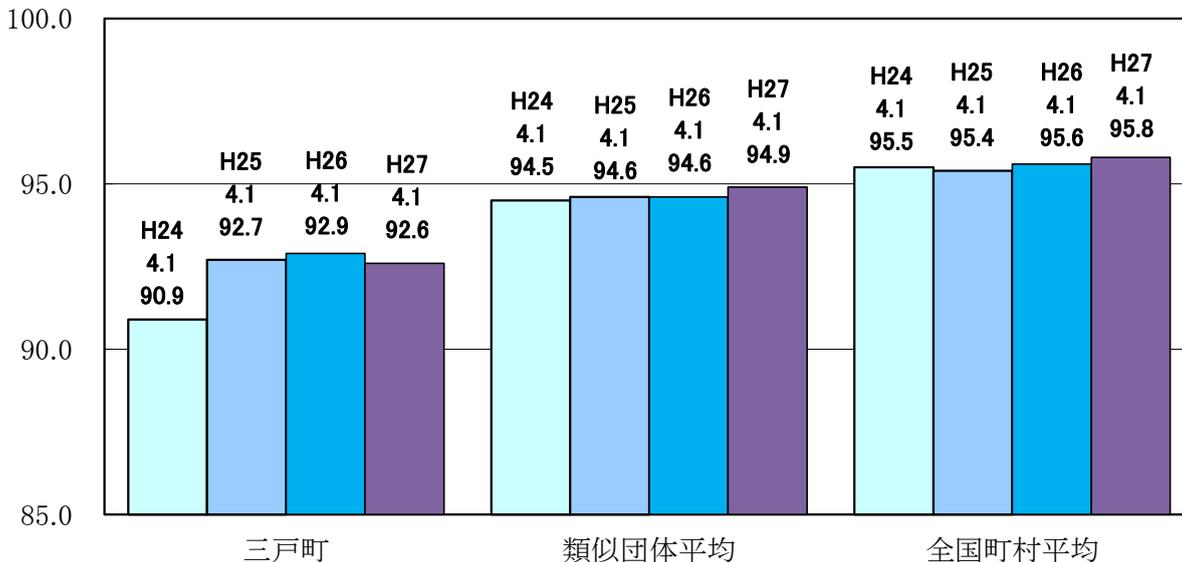
区分	住民基本台帳人口 (平成27年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 25年度の人件費率
26年度	人 11,133	千円 6,930,455	千円 269,042	千円 810,567	% 11.7	% 11.2

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給与費				(参考)一人当たり 給与費 B/A	(参考)類似団体平均 一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	千円	千円
26年度	人 95	千円 300,778	千円 80,091	千円 102,733	千円 483,602	千円 5,091	千円 5,551

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
2 職員数は、26年4月1日現在の人数である。
3 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含んでいない。

(3) ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職棒給表（一）適用職員の棒給月額を100として計算した指数。
2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。
3 平成24年及び平成25年は、国家公務員の時限的な（2年間）給与改定・臨時特例法による給与減額措置がないとした場合の値である。

※ 平成27年4月1日のラスパイレス指数が、①3年前に比べ1ポイント以上上昇している場合、②3年連続で上昇している場合、③100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

①3年前に比べ1ポイント以上上昇している理由及び改善の見込み

平成25年度には職員数の1割に及ぶ11名もの職員が退職している。また、平成26年度においては社会人枠採用を実施し、経験年数5～7の者を1名、7～10年の者を2名、10～15年の者を1名採用している。
このように、例年に無い措置を実施した結果として、ラスパイレス指数が一時的に上昇したものである。

(4) 給与改定の状況 三戸町には人事委員会の設置がないため記載無し

(5) 給与制度の総合的な見直しの実施状況について

①給料表の見直し〔実施〕

(給料表の改定実施時期)平成27年4月1日

(内容)一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、平均2%引下げ。初任層(1級)に係る号級の引き下げは行わず、最高号級を最大4%引き下げ。
40歳台や50歳台前半層の勤務成績に応じた昇給機会の確保の観点から、4級、5級、6級の号級を増設。
激変緩和のため、4年間(平成31年3月31日まで)の経過措置(現給保障)を実施。
他の給料表については、一般行政職給料表との均衡を踏まえて見直しを実施。

- ②地域手当の見直し 三戸町は地域手当の支給がないため記載無し
 ③その他の見直し内容 特になし

(6) 特記事項 特になし

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（27年4月1日現在）

①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
三戸町	41.0 歳	290,618 円	321,910 円	308,045 円
青森県	43.6 歳	330,300 円	400,059 円	362,150 円
国	43.5 歳	334,283 円	—	408,996 円
類似団体	42.3 歳	308,494 円	358,219 円	333,531 円

②技能労務職

区分	公務員					民間			参考 A/B
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額(A)	平均給与月額 (国ベース)	対応する民間の類似職種	平均年齢	平均給与月額(B)	
三戸町	46.4 歳	12 人	251,641 円	285,514 円	259,558 円	—	—	—	—
うち技能員	40.5 歳	6 人	213,616 円	227,395 円	217,283 円	—	— 歳	— 円	—
うち用務員	56.0 歳	2 人	301,450 円	308,950 円	307,950 円	用務員	54.6 歳	200,300 円	1.54
うち自動車運転手	50.5 歳	4 人	283,025 円	299,025 円	298,025 円	自家用自動車運転者	58.0 歳	210,900 円	1.42
青森県	48.8 歳	373 人	304,900 円	341,627 円	328,315 円	—	—	—	—
国	50.2 歳	2,994 人	289,141 円	—	328,318 円	—	—	—	—
類似団体	50.0 歳	7 人	279,805 円	303,004 円	289,658 円	—	—	—	—

区分	参考		
	年収ベース(試算値)の比較		
	公務員 (C)	民間 (D)	C/D
三戸町	—	—	—
うち技能員	3,676,040 円	— 円	—
うち用務員	4,975,500 円	2,774,400 円	1.79
うち自動車運転手	4,790,800 円	2,971,200 円	1.61

※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。(平成24～26年の3ヶ年平均)

※技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

※年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

- (注) 1 「平均給料月額」とは、27年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。
 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。
 また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(=時間外勤務手当等を除いたもの)で算出している。

(2) 職員の初任給の状況（27年4月1日現在）

区分	三戸町	青森県	国	
一般行政職	大学卒	174,200 円	174,200 円	174,200 円
	高校卒	142,100 円	142,100 円	142,100 円
技能労務職	高校卒	139,500 円	139,500 円	139,500 円
	中学卒	— 円	127,700 円	— 円

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（27年4月1日現在）

区分	経験年数10～20年未満	経験年数20～25年未満	経験年数25～30年未満	経験年数30年以上	
一般行政職	大学卒	290,265 円	345,400 円	374,700 円	395,883 円
	高校卒	226,133 円	305,700 円	337,300 円	382,700 円
技能労務職	高校卒	— 円	271,400 円	287,400 円	302,200 円
	中学卒	— 円	— 円	— 円	301,000 円

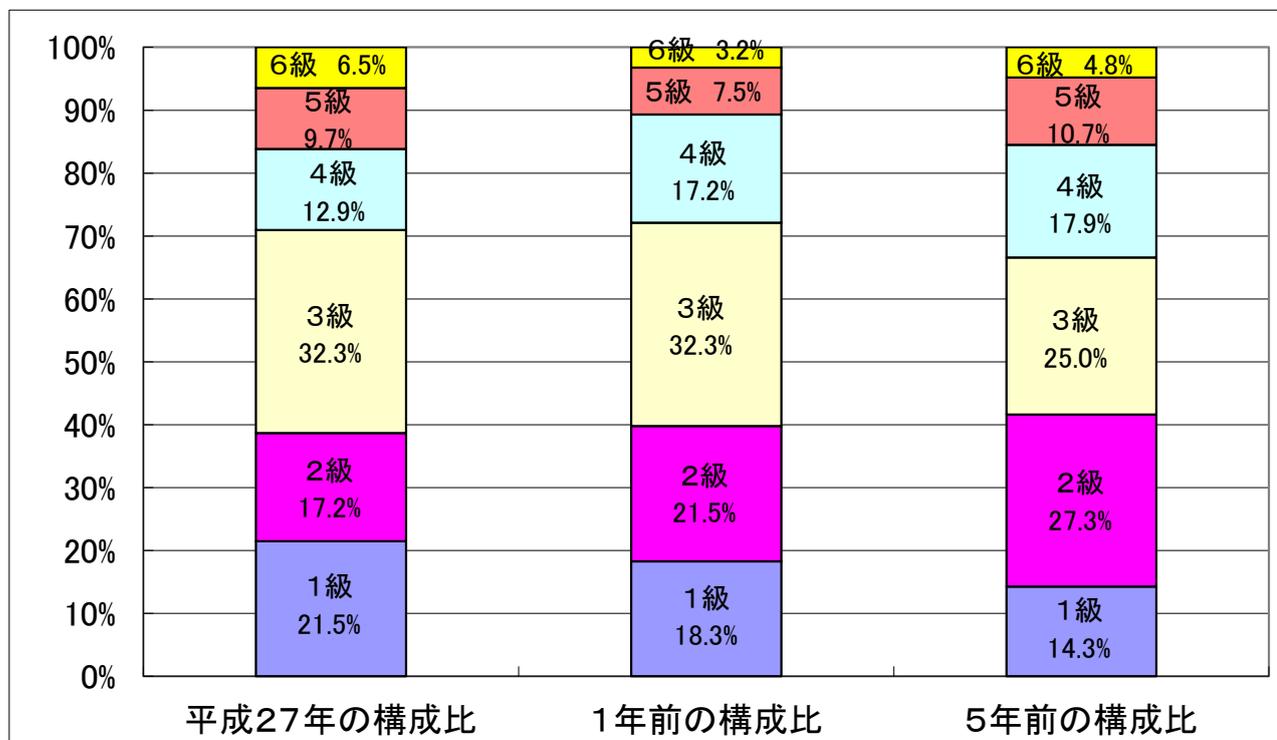
3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数の状況（27年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号級の給料月額	最高号級の給料月額
6級	教育次長及び参事の職務	6人	6.5%	315,800円	407,900円
5級	課長及び職務の複雑、困難、責任の度がこれらと同等と認めるものの職務	9人	9.7%	285,000円	390,700円
4級	課長補佐、総括主幹及び職務の複雑、困難、責任の度がこれらと同等と認めるものの職務	12人	12.9%	258,300円	378,700円
3級	班長、主幹及び職務の複雑、困難、責任の度がこれらと同等と認めるもので、規則で定めるものの職務、困難な業務を処理する総括保育士、総括児童厚生員の職務	30人	32.3%	223,900円	347,700円
2級	主査の職務、特に高度の知識、経験を必要とする業務を行う主任保育士、主任児童厚生員の職務	16人	17.2%	187,700円	301,900円
1級	定型的な業務を行う主事、保育士、児童厚生員の職務	20人	21.5%	137,600円	244,900円

(注) 1 三戸町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。

2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(注) 平成18年に8級制から6級制に変更している。（旧給料表の1級及び2級並びに4級及び5級をそれぞれ統合）

(2) 昇給への勤務成績の反映状況

業績評価（5段階）と職務行動評価（3段階）からなる人事評価を実施し、その評価結果に基づき、昇給区分を決定。平成27年4月1日の昇給において、一般行政職の管理職中、上位区分（3号給以上）に決定された者が5%、下位区分（昇給なし～2号給）に決定された者はなし、標準区分（2～3号給）に決定された者が95%であった。また、管理職以外の職員中、上位区分（6号給以上）に決定された者が1%、下位区分（昇給なし～2号給）に決定された者が1%、標準区分（4号給）に決定された者が98.0%であった。

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

三 戸 町		青 森 県		国	
1人当たり平均支給額(26年度) 1,201 千円		1人当たり平均支給額(26年度) 1,580 千円		—	
(26年度支給割合) 期末手当 2.50 月分 (1.40)月分 勤勉手当 1.45 月分 (0.70)月分		(26年度支給割合) 期末手当 2.50 月分 (1.40)月分 勤勉手当 1.45 月分 (0.70)月分		(26年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 (1.45)月分 勤勉手当 1.50 月分 (0.70)月分	
(加算措置の状況) 職務の級による加算措置 役職加算 5~15%		(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5~20% 管理職加算 10~25%		(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5~20% 管理職加算 10~25%	

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

○勤勉手当への勤務実績の反映状況（一般行政職）

平成26年度人事評価（中間評価）の評価結果に基づき、成績率を決定。

平成26年6月期支給の勤勉手当において、一般行政職（町長部局）の職員中、上位区分（74/100~83.5/100）に決定された者が、20.0%、標準区分（67.5/100）に決定された者が79.0%、下位区分に決定された者が1.0%であった。

また、12月期支給の勤勉手当において、一般行政職（町長部局）の職員中、上位区分（74/100~83.5/100）に決定された者が、21.0%、標準区分（67.5/100）に決定された者が79.0%であった。下位区分に決定された者はなし。

(2) 退職手当（27年4月1日現在）

三 戸 町			国		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	20.445 月分	25.55625 月分	勤続20年	20.445 月分	##### 月分
勤続25年	29.145 月分	34.5825 月分	勤続25年	29.145 月分	34.5825 月分
勤続35年	41.325 月分	49.59 月分	勤続35年	41.325 月分	49.59 月分
最高限度額	49.59 月分	49.59 月分	最高限度額	49.59 月分	49.59 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2~45%加算)		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2~45%加算)	
(退職時特別昇給)	なし				
1人当たり平均支給額	61 千円	17,098 千円			

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、26年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当 三戸町は支給なし

(4) 特殊勤務手当（27年4月1日現在）

支給実績(26年度決算)	55,549 千円			
支給職員1人当たり平均支給年額(26年度決算)	555,490 円			
職員全体に占める手当支給職員の割合(26年度)	87.0 %			
手当の種類(手当数)	10			
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績(26年度決算)	左記職員に対する支給単価
診療手当	医師	医療業務	43,599 千円	基本手当月額360,000~830,000円等
製剤手当	薬剤師	製剤業務	59 千円	日額 100円
放射線取扱手当	放射線技師、看護師及び准看護師	放射線取扱業務	156 千円	日額 100円
衛生検査手当	臨床検査技師	寄生虫等又は結核菌その他の病原体の取扱業務	0 千円	日額 100円
危険物取扱業務手当	危険物取扱主任者	危険物取扱業務	0 千円	日額 100円
伝染病防疫作業手当	伝染病防疫に従事する職員	伝染病防疫業務	0 千円	日額 100円
夜間看護等手当(夜間看護)	助産師、看護師及び准看護師	深夜における看護業務	9,407 千円	勤務時間に応じ2,000~6,800円
診療待機手当	病院に勤務する職員	診療のため自宅等に待機することを命ぜられたとき	2,125 千円	時間帯に応じ2,300~4,500円
死体処置手当	病院に勤務する職員	死体処置業務	142 千円	1体 500円
人工透析取扱手当	看護師、准看護師及び臨床工学技士	人工透析業務	61 千円	日額 100円

(5) 時間外勤務手当

支給実績 (2 6 年 度 決 算)	14,060 千円
職員 1 人 当 たり 平 均 支 給 年 額 (2 6 年 度 決 算)	98 千円
支給実績 (2 5 年 度 決 算)	14,252 千円
職員 1 人 当 たり 平 均 支 給 年 額 (2 5 年 度 決 算)	92 千円

(6) その他の手当 (2 7 年 4 月 1 日 現 在)

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (26年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額 (26年度決算)
扶養手当	扶養親族を有する職員に対する手当 配偶者13,000円 配偶者以外6,500円(配偶者無しの場合11,000円) 3人目以降 5,000円 (16歳～22歳まで5,000円加算)	同じ		20,133 千円	223,700 円
住居手当	住宅の家賃を支払っている職員及び自己所有の住宅を有する職員に対する手当 借家限度額 月額 27,000円	同じ		7,272 千円	250,755 円
通勤手当	交通機関利用及び交通用具利用職員に対する手当 交通機関利用者限度額 55,000円 交通用具利用者限度額 35,000円	異なる(県と同じ)	四輪自動車の使用距離区分	7,899 千円	76,692 円
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員に対する手当 本庁の参事、課長 39,800円～49,800円 出先機関の長等 31,800円 医師 月額 62,000～150,000円 総看護師長、薬剤長 43,900円～57,000円	ほぼ同じ	職務ごとに支給額を設定	9,200 千円	511,083 円
休日勤務手当	祝日等及び年末年始の休日における勤務に対する手当 1時間単価 勤務1時間当たりの給与額に100分の125～150の割合を乗じた額	同じ		323 千円	12,904 円
夜間勤務手当	午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務する職員に対する手当 1時間単価 勤務1時間当たりの給与額に100分の25を乗じた額	同じ		4,299 千円	93,453 円
宿日直手当	宿日直勤務に対する手当 勤務1回 三戸中央病院 医師20,000～30,000円 その他 5,800～8,700円 三戸中央病院以外 4,200～6,300円	同じ		11,857 千円	348,724 円
寒冷地手当	毎年11月から翌年3月まで寒冷の地域に在勤する職員に対する手当 世帯主・扶養親族有り 17,800円 世帯主・扶養親族無し 10,200円 その他 7,360円	同じ		11,984 千円	62,744 円

5 特別職の報酬等の状況 (2 7 年 4 月 1 日 現 在)

給料	区分	給料	月 額 等	
			(参考)類似団体における最高/最低額	
報 酬	町 長	768,000 円	817,000 円	408,000 円
	副 町 長	609,000 円	678,000 円	326,400 円
	議 長	284,000 円	326,000 円	199,000 円
報 酬	副 議 長	241,000 円	269,000 円	171,000 円
	議 員	226,000 円	250,000 円	160,000 円
	町 長	(26年度支給割合)	2.85	月分
期 末 手 当	副 町 長	(26年度支給割合)	2.85	月分
	議 長	(26年度支給割合)	2.85	月分
	副 議 長	(26年度支給割合)	2.85	月分
退 職 手 当	町 長	(算定方式)	(1期の手当額)	(支給時期)
	副 町 長	768,000円×在職月数×0.455	1,677 万円	任期毎
	副 町 長	609,000円×在職月数×0.265	774 万円	任期毎
	備 考			

(注) 1 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

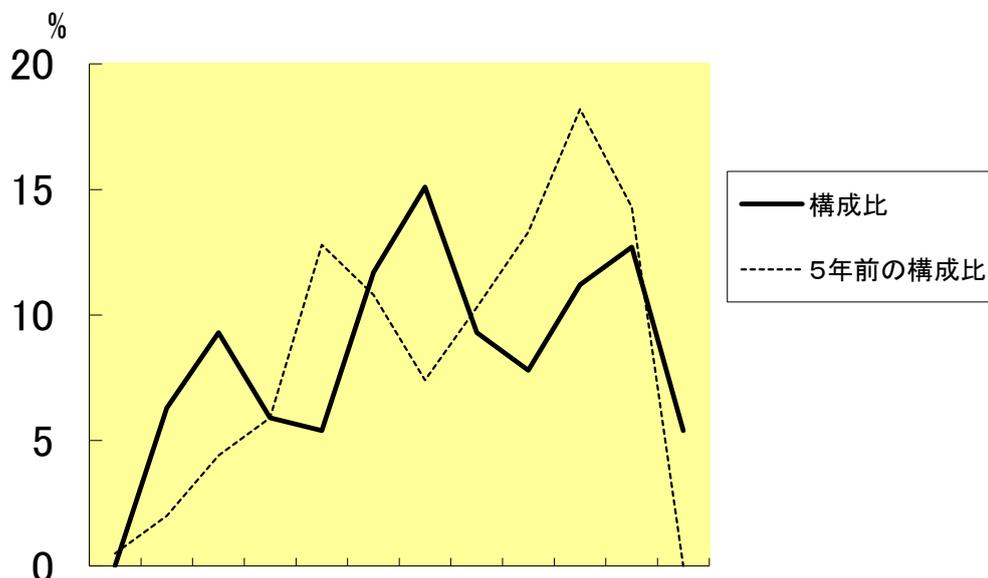
(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

部門	区分	職員数		対前年増減数	主な増減理由	
		平成26年	平成27年			
普通会計部門	一般行政部門	議会	2	2	3	地方創生に関する事業及び過疎対策に関する事業拡充に伴う増
		総務	25	28		
		税務	8	8	1	社会福祉協議会との事業連携強化のための派遣に伴う増
		民生	17	18		
		衛生	7	7		
農林水産		9	8	△ 1	再任用の任期終了に伴う欠員不補充	
商工		1	1			
土木	6	7	1	パークゴルフ場建設に伴う業務増に伴う増		
	計	75	79	4	<参考> 人口1万人当たり職員数 73.4 人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 94.54 人)	
	教育部門	21	19	△ 2		
	消防部門					
	小計	96	98	2	<参考> 人口1万人当たり職員数 91.05 人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 111.81 人)	
公営企業計等部門	病院	92	92			
	水道	1	1			
	下水道	5	5			
	その他	9	9			
	小計	107	107			
合計		203 [266]	205 [266]	2 [0]	<参考> 人口1万人当たり職員数 190.47 人	

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。
2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況 (27年4月1日現在)



区分	20歳未満	20歳 ~ 23歳	24歳 ~ 27歳	28歳 ~ 31歳	32歳 ~ 35歳	36歳 ~ 39歳	40歳 ~ 43歳	44歳 ~ 47歳	48歳 ~ 51歳	52歳 ~ 55歳	56歳 ~ 59歳	60歳以上	計
職員数	0人	13人	19人	12人	11人	24人	31人	19人	16人	23人	26人	11人	205人

(3) 職員数の推移

(各年4月1日現在) (単位: 人・%)

区分 部門	22年	23年	24年	25年	26年	27年	過去5年間の 増減数(率)
一般行政	69	68	67	71	75	79	10 (14.5 %)
教育	21	21	21	21	21	19	▲ 2 (▲ 9.5 %)
消防							0 (%)
普通会計 計	90	89	88	92	96	98	8 (8.9 %)
公営企業等会計 計	114	115	118	113	107	107	▲ 7 (▲ 6.1 %)
総合計	204	204	206	205	203	205	1 (0.5 %)

(注) 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数